第１５０回臨時支部大会議案

日程　2011年　3月3日(木)　10:00～17:00

会場　東京　富士火災支部書記局

全日本損害保険労働組合　富士火災支部

東京都中央区八重洲１－９－９　東京建物ビル5F
TEL　0120-28-4908　　Zensonpo – fuji @ nifty . com

http:// homepage3 . nifty . com / zensonpo -- fuji / newm

●●●第150回臨時支部大会●●●

議事日程(案)

1.　開会の辞

2.　議長選出

3.　資格審査報告

4.　大会成立宣言

5.　大会各種委員任命

6.　議事日程審議

7.　一般経過報告

8.　議事

　議案第一号　全損保第90回中央委員会議案審議

　議案第二号　富士支部第150回臨時支部大会議案審議

　　2011年度　春闘方針

9.　支部スト権投票

10. 諸決議

11. 閉会の辞

議案第一号　　全損保第90回中央委員会議案

議案第二号　富士支部第150回臨時支部大会議案

2011年度春闘方針

はじめに

米 AIG の損害保険部門であるチャーティスは、子会社であるチャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー・エルエルシーによる、富士火災株の公開買付け（TOB）を発表しました。買付け期間は、２０１１年２月１４日から３月２４日までの２８営業日としています。

富士火災の経営陣は、「現在の経営体制は当面維持する」との約束を取り付け、早々に TOB に賛成する旨の意見表明を行っています。

富士火災株の公開買付け値は、１４６円とされています。これは、「無配」を前提として算出されたもので、中長期保有をしている一般株主にとっては、十分な価格とは言えません。

会社が、今回のTOBを受け入れる必要性として挙げている有価証券評価損は、平成２１年３月期の９００億円から１年後の２２年３月期には９億円へと大きく回復しています。

平成２１年の資産運用の失敗は、まさに経営責任であり、その責任を明確にしないまま、ツケを人件費の削減で埋め合わせをしてきています。その一環としての TOB 賛成の判断は、経営責任が今以上に曖昧となる可能性が高く、賛成をすることは出来ません。

1. 賃上げ、 臨給要求

別紙

2.「効率化」「合理化」攻撃とのたたかい

（1）内勤人事制度に対するとりくみ

人事制度の改悪に対して、分析し、交渉を強めていきます。

会社から提案を受けている、人事給与制度については、現行「総合職」を、単に人事発令のみによって、現行「一般職」への異動が可能となる制度であり、

恣意的な運用の懸念が払拭出来ないとして、現時点で同意は出来ないとして、下記の申し入れを行いました。（２０１０年１２月１０日付　全損富発　第２０１１－０４）

- 本人、組合の同意無く、新職群に移行させないこと
- 本人、組合の同意無く、新職群に基づく、「勤務地タイプ」「職務種別Ⅰ種・Ⅱ種」「職務区分」の変更を行わないこと
-

（２）異常・違法労働、職場改善のとりくみ

成果主義による職場管理が強化される中、職場における、「いじめ・嫌がらせ」が、極めて深刻な状況を生み出す状況が、一層深刻になっています。

不幸にして、「いじめ・嫌がらせ」の対象となってしまった者は、職務に対する自信を失い、能力発揮を抑制されるばかりでなく、状況が進行するにつれて、希死念慮を伴う、うつ症状を呈する事例も稀ではありません。

「いじめ・嫌がらせ」は、直接の対象者だけでなく、周囲にもさまざまな影響を与えます。対象者の能力発揮の抑制や、状況進行による休職などによって、周囲の業務負担が増加するばかりでなく、一方では、自らも対象者になることへの恐れや、状況を改善させることができなかった罪悪感、無力感を与えます。他方では、周囲に対する無関心、無感動によって、状況に適応する層を生み出します。いずれも、職場の生産性を大きく阻害すると言えます。

「いじめ・嫌がらせ」は、労働者個人の名誉や尊厳を傷つけるもので、人権問題です。公平な人事制度の運用に、人権意識は極めて重要な項目となっています。富士支部は、本人の訴えをもとにして、ハラスメントが放置されない、気持ちよく働ける職場環境の実現に向けて尽力をします。

（３）チャーティスによる、富士火災株の TOB（公開買い付け）

公表されたとおり、チャーティスによる富士火災株の公開買い付けがなされます。買い付け規模は、３億２１６２万５７７７株、１株１４６円、総額４６９億円です。

ロイター：
http://jp.reuters.com/article/domesticEquities9/idJPnTK052875220110210

富士火災の株式・資産推移

平成 （３月決算）	一株当り 純資産額	純資産額 （億円）	従業員数	株価　高／安
２００１年	４７６．７５	１３５０	８１５８	２５８／１６５
２００２年	２６９．４５	１３２１	７９７４	２７０／１５８
２００３年	２４６．４５	１０９５	７４９５	２３７／１８３
２００４年	３０７．２２	１３５２	６８２５	３１６／２０９
２００５年	３２４．２８	１１３６	６７１６	３９６／２２９
２００６年	４０７．１７	１１９８	６７２４	５１２／３１４
２００７年	４２０．６５	１２２２	６７８７	５５５／４２３
２００８年	２７５．３４	１１６１	７０２７	５２５／２５６
２００９年	８５．８９	１０８４	７０８４	３６４／　４７
２０１０年	１５７．６６	１１３２	６４６０	１４９／　７６

①オリックス社

オリックス社は、富士火災株を、１億８７６万８０００株所有しており、売却価格は２６０億円となります。同社は、平成２００２年３月に富士火災の第三者割当による資金調達に応じ、１株１６６円で上記株数を引き受けています。

富士火災は、この資金調達により、ＡＩＧから中島ＣＯＯ（最高執行責任者）、オリックス社から遠藤ＣＦＯ（最高財務責任者）を受け入れました。

オリックス社ＨＰ：http://www.orix.co.jp/grp/prs/prs02/nr02-1-6_3-28.htm

同社は、２００８年１１月に、ＡＩＧの所有する富士火災の株を買い取る可能性について問われ、「ＡＩＧありきでの投資であり、買取は考えていない。」「富士火災の株価が低迷しており、ＡＩＧは売らないだろう。」としていました。

同月の株価は、高値２１９円／安値１３１円／終値１６２円です。

ロイター：

http://jp.reuters.com/article/businessNews/idJPJAPAN-34796120081107

オリックス社は、２００９年３月決算で、当期利益予想を１０５０億円から１５０億円へマイナス９００億円という大幅な引き下げ修正をしています。この引き下げは、オリックス社の所有している、富士火災の株が大きく影響を与えたとの報道がされています。同社の当期純利益は、前年比マイナス８７％と大きく落ち込みました。また、同社の株価は、２００６年の３８１５０円から、２００９年には１７０７円と、約９６％の下落をしました。

ロイター：
http://jp.reuters.com/article/topNews/idJPJAPAN-36383720090209
オリックス社　平成２１年３月決算短信　６頁：
http://www.orix.co.jp/grp/content/ORIXResults0903J.pdf

オリックス社の株価推移

	株価　高／安
２００２年	１２０８０／　６６１０
２００３年	１００３０／　４８５０
２００４年	１３９２０／　８７９０
２００５年	３１２５０／１２９７０
２００６年	３８１５０／２４３３０
２００７年	３６６５０／１８２７０
２００８年	２１２４０／　３７１０
２００９年	７４５０／　１７０７
２０１０年	８７７０／　６０１０
２０１１年	９６２０／　７９５０

オリックス社は、１株当たり１６６円で引き受けた株を、１４６円で売却するもので、１５８億円を現金化できますが、１億８７６万株に対する帳簿上の売却損は、２１億７５２０万円に上ります。

富士火災による「公開買付けに対する意見表明」によれば、同社は、所有する全株式を公開買付けに応募する旨の契約を、２月１０日に締結したとしていますが、ＨＰ上でのリリースはありません。（２月２８日現在）
意見表明１７頁：http://www.fujikasai.co.jp/news/attach/11021017.pdf

②チャーティス

チャーティスは、ＡＩＧの損害保険部門です。今回、富士火災株のＴＯＢを実施するのは、チャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー・ＬＬＣ（以下「チャーティスＬＬＣ」とします。）です。この会社は、ＡＩＧ傘下で、損害保険事業を行うチャーティス・インク（以下「チャーティス」とします。）が、その持分の全てを間接的に保有する会社です。

所在地は、米国デラウェア州ウィルミントン市センタービル・ロード２７１

１スイート４００、取締役兼ＣＥＯ兼プレジデントは、ホゼ・Ａ・ヘルナンデス氏です。
グーグル：地図１　地図２

ＡＩＧの危機は、サブプライムローン（多くは住宅ローン）における債権をまとめた商品（ＣＤＯ）を、更に保証する商品（ＣＤＳ）を引き受けていた事による、信用不安が本質でした。保険事業を全世界で展開していた同社は、ＣＤＳの評価損を、時価会計により損失とすることによって、巨額の赤字を計上しました。

２００８年９月、ＡＩＧは、資金不足に陥り、信用格付の引き下げを目前にして、一部の健全な保険子会社のファンドへの売却を探っていました。ＦＲＢは、ＡＩＧに対して、同月に８５０億ドル、翌１０月に、３７８億ドルの追加融資を実行しました。

また、同年１１月には、ＴＡＲＰ（不良資産救済プログラム）資金が、ＡＩＧに対し、４００億ドルの融資を実行しました。この頃のＡＩＧの社債（会社の借入金）に対する保証料は２４％という凄まじく高い水準に達してました。

２０１１年現在、ＡＩＧは、ＦＲＢからの融資の大半を返済しています。株価も、一時の９９セントから戻して、１株４０ドルとなっています。

ＡＩＧの流動性危機の主因は、ＣＤＳにありますが、危機の本質は、実際の企業活動で得られる事業収益と、帳簿上の債権債務の評価額を同一視し、四半期ごとの時価を決算数値に反映させる時価会計と、その数値のみを絶対視する市場の近視眼的判断にあります。

ひとりひとりの従業員は、生活を守るため、営々と仕事をこなしています。そのようにして積み上げる事業収益が、保有している証券などの市場評価額の変化によって、相殺される会計制度には大きな疑問があります。

更には、証券などの評価損をもって、従業員の賃金や処遇切り下げの口実とすることは、自らの運用の失敗の押しつけと、損失が潜在化した段階で、現実の処遇を引き下げるという、二重の詐取的行為に他なりません。

実際に、富士火災でも、９００億円の評価損が発生したとして、従業員の臨時給与を初めとして、現実のさまざまな処遇の切り下げが、富士支部の同意な

く強行されました。その翌年、評価損は１／１００まで大きく回復しましたが、現実の処遇は一切改善されていません。

また、事業収益と異なり、市場取引の薄い債権などの評価は、富士火災自らが行っています。従来は、評価損の対象に加えていなかったレベルの債権も、「自主的に」管理債権のカテゴリーに分類するなどして、決算数値を引き下げています。

このような、業績低迷をことさらアピールすることにより、無配当としています。このことは、富士火災の株価にも反映し、１４６円というＴＯＢ価額が算出されています。

帳簿上でマイナス２１億円という、「売却損」を計上するであろうオリックス社は、２００２年３月から９年に亘って、富士火災の財務を支配していました。今回の「売却損」程度は、十分にまかなえるだけの収益を上げたものと推測されます。

今回のＴＯＢによって、大きな被害を受けるのは、一般株主です。ＴＯＢ価格の基礎となる数値とは、市場価格平均法、類似会社比較法、ＤＤＭ法、過去６ヶ月の平均株価等です。

富士火災株を中長期保有している、一般株主の平均買付価格は、株価の推移からも、おおむね３００円前後であると思われ、今回のＴＯＢ価格は、多くの一般株主の利益を損なう価格であり、株価が適正な水準に戻るまで、応じるべきではありません。

（４）外勤・直販のとりくみ
（外勤・直販社員制度改定案へのとりくみ）

富士支部の同意なく一方的に適用されている外直社員制度再構築（案）及び同改定（案）は、富士支部組合員の賃金・雇用を大きく脅かすものであり、外直制度の崩壊を招くものと位置付け、取り組みを進めてきています。

①　口座振替手数料返還訴訟

秋田地裁に２００９年１０月に提訴となった、全国の支部組合員・OBら２３名による集団訴訟です。

本件は、契約者が、口座振替で保険料を支払う際に発生する金融機関の振替手数料を、原告らの賃金から、本人・組合の同意無く控除したことの違法性を争っています。

原告団の主張は、

- 振替手数料は、会社も認めるように、契約者が負担する分割割増の中に含まれている。契約者から分割割増として受け取り、契約扱者の賃金からも控除することは、「手数料の二重取り」である。
- 本人、組合の同意無く、明細も交付せず、賃金からの控除を行うことは違法である。

同内容が争われた、東京地方裁判所では、②を認めて、控除した全額を返還する判決を勝ち取っています。

会社の主張は、

- 分割割増保険料部分も賃金支給に反映しており、二重取りではない。
- 賃金からの控除は、多数派組合の合意を経て行っているもので、違法性はない。

また、控除額には、

ア．分割割増５％の商品
イ．初回口座振替の手数料
ウ．クレジットカード払いの手数料
エ．満期返戻金の振込手数料
オ．分割割増１０％の商品

が含まれているとして、各項目の控除について、不法とする法的根拠を明らかにするよう求めてきました。そして、３ヶ月もの時間を費やして、過去２年分の控除額の内訳明細を裁判所に提出しました。

原告団は、提出された控除明細について、

ア．実際に控除された額と一致しない原告が複数名いること
イ．アの原因について、会社自ら不明としていること
ウ．わずか２年分であること
エ．単に５つの項目に振り分けただけのものであること

を指摘し、原告団の請求する全期間の明細を提出するよう求めています。

会社の提出した控除明細は、毎月、明細無しの大きなドンブリで控除してきたものを、５つのドンブリに振り分けただけのものです。

例えば、「〇年〇月控除明細　分割割増５％分　Ａさんの手数料〇円＋Ｂさんの手数料〇円＋・・」といったものでなければ、明細とは言えません。

また、会社が提出する、控除明細については、その信憑性を検証する手段が相当に制限されるという根本的な問題があります。
なぜなら、控除額の基礎となる数値とは、金融機関の手数料に振替件数を乗じたものですが、金融機関の手数料は、富士火災と各行との折衝によって都度決定されていたもので、控除当時は随時公表されていませんでした。

今後、会社の提出する明細額の検証には、
ア．各月における、契約者ごとの控除区分
イ．控除月における、取引金融機関の手数料額一覧
が、必要不可欠となってきます。

上記資料が開示されない限り、控除額の内訳について、会社が真実と異なる割り振りを自由に出来ることになります。

そもそも、口座振替手数料は、会社の明言どおり、『**契約者の支払う、分割割増保険料に含まれている。**』のです。であるならば、その分割割増保険料のうち、理論支給率ですら２７％しか受け取っていない直販社員に、会社の受け取っている７３％分を含めて、全額負担させていたことに、公平性、合理性はありません。これらの問題点を明らかにする中で、秋田原告団を柱として、裁判闘争を前進させていきます。

②　白井氏の訴訟支援

大阪地方裁判所で争われている本件は、２００８年１２月２８日、体調不良を訴えている直販営業社員を呼び出し、支店で深夜１０時まで残業させ、脳出血を引き起こし、高次脳機能障害となったものです。

白井氏側の主張は、下記のとおりです。
・ 体調不良を訴えている社員を、深夜まで残業させ、脳出血を引き起こしたことは、安全配慮義務違反にあたる

会社の主張は、下記のとおりです。
・ 体調不良との認識はなかった
・ 脳出血は、残業とは関係が無く、以前の治療の結果である

原告側は、本件呼び出し時には、体調がすぐれない旨を伝えた上で、支店まで妻が運転をして行ったこと。その後、駐車場で待機していた妻を、上司が職場に招き入れ、白井氏の隣に座らせていたこと、などからも、会社が本人に体調不良の認識があったことは明らかであると考えています。通常、社員でもない配偶者を、職場に招き入れ、何時間も立ち会わせることなど、ありえません。

また、脳出血は、「以前の治療の結果」という会社側の主張に対しては、実際に執刀をした医師と、同治療の専門医からの鑑定書を裁判所に提出し、会社側の主張する因果関係に根拠の無いことを明らかにしていきます。

裁判と合わせて取り組んでいる、労災保険給付申請については、２０１０年１１月、大阪労働基準監督署が、申請を不支給とする不当な決定を下し、現在、不服手続きを行っています。

大阪労働基準監督署の判断は、原告側が、ひとつの目安として提出した白井氏の手帳の記載内容を絶対視したものでした。手帳は、営業日報とは異なり、訪問先や問い合わせの対応などの全てを記入している方は、ごく少数なのではないでしょうか。手帳には訪問先の一部の記載しか無いにも係わらず、記載のある件数のみで判断するなど、実態とはかけ離れたものであり、到底受け入れることは出来ません。

また、会社も、同氏の労働実態を承知の上で、２００７年１１月、１２月の２ヶ月間の顧客先訪問件数を、同氏の手帳に記載のあった７２件として、過重労働にはなり得ない旨の主張をしています。
しかし、同氏の満期件数は、前年の１２月単月だけでも、自動車保険で３８件、火災保険で２３件、傷害保険で２件、新種保険３件、積立保険２件、合計６８件ありました。

会社の営業成績を上げるために、必死の思いで働いてきた従業員を、文字通り「使い捨てる」会社の反社会的姿勢を改めさせ、後遺症の残る白井氏の世話をしていくご家族のためにも、引き続き取り組みを進めていきます。

具体的な取り組みとしては、組合員各自の就労実態をアンケート方式で記入したものを集約し、審査官に提出し、労働実態への理解を求めていきます。

④　増加手当の戻入れ

富士支部組合員３名の原告団によって、札幌高裁で争われていた本件訴訟は、２００６年１０月から２年半の歳月をかけて、２００９年６月に和解となりました。同訴訟によって、明らかになったことは、現在の司法制度下において、『戻し入れ制度自体が不当・不法』という判決は、極めて困難であったということです。その理由として、裁判官の心証があります。賃金制度が法に照らして合法か否かという判断をする前提として、ⅰ）原告固有の状況、ⅱ）企業内自治の尊重がありました。誤解を恐れずに表現すれば、「法律的に違法状態であっても、被害の程度が軽微な場合には、あえて企業内の問題に踏み込まない。」という裁判所のスタンスでした。

裁判所での会社の主張は、「２２％の戻し入れは、先払い賃金の返還（契約手当Ⅱ＋２２％の契約手当)」というものでした。

① 月１０万円の新規契約を締結すると、翌月に契約手当Ⅱと増加手当２２％が支給され、合計で２７％の支給となる。
② 継続できた場合、契約手当Ⅱと本給、臨時給与で２７％支給される。
③ 継続できなかった場合、**前年と同じ成績を挙げる前提で支給する本給と臨時給与が余計に支払われてしまう。**本給１％×１２回＝１２％と臨時給与１０ヶ月分＝１０％　合計２２％
④ 支給した増加手当２２％の返還を求める制度ではない。減収により余計に支払われてしまった分を、翌年戻し入れてもらう制度だ。たまたま同じ率なだけだ。

現在、臨時給与に「貢献度」が持ち込まれ、支給月数が減額されている状況であり、また、昨年の３月臨時給与では、資産運用で評価損が発生したことを口実に、一方的に一律１．５ヶ月のカットをしてきています。

仮に、**継続できなかった年の本給＋臨時給与の支給月数が６ヶ月であれば、「余計に支払われてしまう額」は、１８％に過ぎません。戻し入れ額が、従前どおり２２％で算出されているのであれば、差額分は、会社の不当利得になっていると考えられます。**

本件制度によって、次々と社員が退職に追い込まれる状況を、富士支部として放置するわけにはいきません。札幌原告団のたたかいを踏まえ、発展させるたたかいの構築にむけて、今後も検討をすすめていきます。

3. 職場諸問題へのとりくみ

育児休業規定９条１項では、「復職後の職場および職務は、原則として休業直前の職場および職務とし、本人の実状を勘案してこれを決定する。」とされています。適正な運用がなされるよう、これからも注視していきます。

4. 組織拡大と支部の役割

全国から、カンパや意見、相談が寄せられています。上司の理不尽な要求に応じるうちに、健康を害してしまったという相談も増えています。

富士支部は、組合員の正当な人権と、最低限の利益を守り、理不尽な要求に対しては、粘り強く抵抗をしていきます。職場で、社内で、従業員の人権や利益が一方的に踏みにじられている状況を改善すべく、各機関とも連携をしながら、取り組みを強化していきます。

支部組合員は、目的意識を持ち、理不尽な要求を受けている従業員に一声かけるなど、積極的な行動を通して、事故を未然に防いでいく取り組みが求められています。また、カンパをいただいている外直のなかまへの話し込みを更に進め、連帯を深めていきます。

5. 産別課題のとりくみ

全損保の２０１１年春闘の柱を基に、私たち富士支部もそれぞれの取り組みに参加していきます。